MIT ビッグパウクラブ会員犬規約

第一条 (会員犬の資格)

- 第一項 会員犬とは MIT ビッグパウクラブ (以下当クラブとします) が定めた会員規約を 承認の上当クラブに入会を申し込まれ、所定の手続きを完了された犬を言います。
- 第二項 会員犬になる為には犬種・性別を問いません。ただし、当クラブの審査により 不適当と認められた犬は入会の拒否、会員資格の剥奪をされる場合があります。 その場合の審査の開示はいたしません。
- 第三項 飼い主様が当クラブ主催の説明会へ参加された場合にのみ、入会手続きを開始する ことができます。既会員犬の飼い主様、あるいは、旧会員犬の飼い主様であっても 例外ではありません。

第二条 (動物愛護の条件)

会員犬の飼い主様は動物愛護の精神の上から、以下の法律、条令、施行規則を厳守する事を宣言 しなければなりません。

- ◎ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ◎ 狂犬病予防法
- ◎ 長野県動物の保護及び管理に関する条例
- ◎ 長野県動物の保護及び管理に関する条例施行規則

第三条 (登録の条件)

当クラブにて会員犬を登録する場合には以下の条件が必要です。

- 第一項 お住まいの都道府県に登録されている犬であること
- 第二項 伝染病等の予防に関して以下の項目の対処を行っていること
 - ア. 狂犬病予防ワクチンの接種
 - イ. 伝染病予防混合ワクチンの接種
 - ウ. 寄生虫の予防
 - ※伝染病予防混合ワクチンの接種については、かかりつけ医の診療方針に基づく3年に1回以上の接種、もしくは年に1回の抗体検査結果の提示とします。健康状態によりワクチン接種が猶予される場合は、猶予証明書をご提示ください。
- 第四項 第一・第二項とも証明書の提示を求めます。ただし、第二項. ウは除きます。
- 第五項 健康状態の悪い犬、または犬の年齢が11歳を超える場合には、入会・継続をお断りする 場合があります。
- 第六項 犬の年齢が小型犬11歳以上、中型犬9歳以上、大型犬7歳以上の場合、高齢犬同意書へ の署名を求めます。
- 第七項 当校の広報を目的に、実習時の会員犬の写真撮影、並びに写真データの使用について同意 を求めることがあります。

第四条 (会員の有効期限)

会員犬の有効期限は無制限としますが、当クラブご利用最終日から 1 年以内にご利用がなければ会員犬資格が消滅するものとします。

第五条 (会員犬資格の譲渡)

会員犬の資格は第三者に譲渡、転貸、質権設定等は一切できません。

第六条(住所変更)

当クラブにご登録いただいた飼い主様の住所、お名前、電話番号が変更となった場合、早急に当 クラブにご連絡いただくこととします。

第七条 (会員犬予約カードの紛失・盗難)

会員犬予約カードの紛失・盗難等が発生した場合には、ただちに当クラブにご通知ください。

第八条 (会員犬カードの再発行) 削除

第九条 (会員犬の実習における役割)

会員犬は、専門学校未来ビジネスカレッジ【ペットライフケア学科】【動物看護師学科】のモデル犬として登録されます。トリミングは【ペットライフケア学科】の学生が実習授業の中で担当します。原則として学生がすべて施術するため、プロと同等のレベルに仕上がらず、トリミング依頼されたイメージと異なる場合があります。その場合修復できかねる場合もありますのでご承知ください。長時間のトリミングとなりますので、モデル犬にかかる負担が大きくなってしまいます。また、時にはワンちゃんにケガをさせてしまうといったリスクもございます。そういったデメリットもご理解頂いたうえで、モデル犬のご提供をお願いしております。【動物看護師学科】の実習においては、動物看護師学科の学生が、動物の扱い方(保定法)や身体検査の実施等をさせていただきます。さらに【両学科】のトレーニング実習の実習犬として、会員犬の使用をお願いする事があります。

第九条の1(技術的制限について)

第一項 (注文の制限について)

注文については、会員犬の負担や学生が対応できる範囲を考慮して講師の判断により制限する場合があります。また、毛玉が著しく多い場合も同様に制限する場合があります。

第二項 (仕上がり時間の指定について)

仕上り時間のご指定には応じられません。だたし会員犬の体調、状況によっては時間外のお迎え を依頼する場合がございます。

第三項 (受付時間の制限について)

授業の運営に支障をきたさない為、受付時間を午前9時から10時の間に制限させて頂きます。 この時間の前後に30分以上外れる場合には、いかなる事情にも関わらずお断りさせて頂きます。 第四項 (寄生虫拡散防止)

他の会員犬への拡散を防止する為、著しく寄生虫等(ノミ・ダニ)が確認される場合は予約の取り消し、またはトリミング作業の中断を行う場合があります。

第十条 (トリミング予約)

トリミングを希望される方は事前予約が必要となります。予約状況によってはご希望に添えない ことがあります。また曜日・時期(長期休暇など)によっては実習を行わない場合があります。 実習の内容により、予約以外でご協力をお願いする場合があります。

第十条の1(多重予約の禁止)

同一会員犬の予約については1頭につき1回限りとし、次回の予約は現在の予約を消化してから お取り頂けます。

予約受付 実習室: 0263-88-6067

第十条の2(伝染病等の予防接種後について)

伝染病予防接種または狂犬病予防接種から1週間を経過していない場合、トリミング予約のお断り・取り消しをさせて頂きます。

第十一条 (会員犬飼い主様の個人情報)

当クラブは飼い主様の個人情報を、当クラブの企画の参考とする目的、又は当クラブからの発信する情報を飼い主様に提供する目的のみに使用し、他の目的には一切使用しません。

第十二条 (個人情報の開示)

飼い主様は当クラブに対して、いつでも当クラブが有しているご本人の個人情報を開示するよう 求めることが出来ます。

第十三条 (個人情報の削除)

前条の開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合には、会員犬飼い主様は当クラブに対して当 該個人情報の訂正または削除を要求することができます。

第十四条 (事故または当クラブ過失による損害賠償の予定)

当クラブではサービスを行っている間は善良なる管理を持ってサービスを行いますが、万が一何らかの事故または過失で登録をされた会員犬に損害あるいは死に至らしめた場合あるいはその会員犬が逸走した場合、当クラブと会員犬飼い主様双方の協義上で善良なる処理を行います。ただし、その場合損害賠償額はそのペットの種類の標準的な生体販売を超えることはありません。(ただし、上限は20万円まで)

第十五条 (帰宅後の異変)

当クラブでのサービス中には異変がない、帰宅後に会員犬が舐める、掻くなどの行為により皮膚トラブル、出血などの異変が起きた場合、当クラブのサービスとの関連性の有無にかかわらず、第十四条の適用外とします。但し、講師から異変の可能性が示唆された場合はこの限りではありません。

第十六条 (会員犬の急な異変)

当クラブが、サービスを受けている、あるいはお預かりしている会員犬の体調が急変した場合、 当クラブの判断でしかるべき獣医に診察を委託する場合があります。その場合の費用は会員犬飼 い主様の負担となります。但し、第十五条に該当する場合は除きます。

第十七条 (規約の変更)

当規約は予告なしに変更することがあります。

第十八条 (その他の決まり)

ここに記載されていない事は日本国内におけるすべての法律に準拠します。

この規約は、令和5年4月1日から制定、実施します。

以上